

第43回

定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年6月16日(金曜日)
午前10時(受付開始予定:午前9時)

場所

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー4階
JPタワー ホール&カンファレンス

ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」を
ご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。

決議事項

議案 剰余金の処分の件

お土産に関するお知らせ

株主総会にご来場いただいた株主様へのお土産は
用意しておりません。



 全国保証株式会社

証券コード:7164

証券コード 7164

2023年5月31日

(電子提供措置の開始日 2023年5月24日)

株 主 各 位

東京都千代田区大手町二丁目1番1号

全国保証株式会社

代表取締役社長 青 木 裕 一

第43回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第43回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイト「第43回定時株主総会招集ご通知」として株式総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）を掲載しております。

当社ウェブサイト

https://www.zenkoku.co.jp/ir/library/library_general_meeting.html



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（全国保証）または証券コード（7164）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、書面（議決権行使書用紙）または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」に従いまして、2023年6月15日（木曜日）の午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月16日（金曜日）午前10時
（受付開始予定：午前9時）

2. 場 所 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー4階
JPタワー ホール&カンファレンス

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第43期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告および連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第43期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

議案 剰余金の処分の件

4. 招集にあたっての決定事項

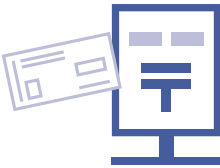
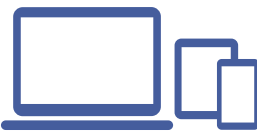
- (1) 議決権行使書面において、議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取扱います。
- (2) 議決権行使書面により重複して議決権を行使された場合は、最後に当社に到達したものを有効な行使として取扱います。
- (3) インターネット等により重複して議決権を行使された場合は、最後に当社に到達したものを有効な行使として取扱います。
- (4) 議決権行使書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な行使として取扱います。

以 上

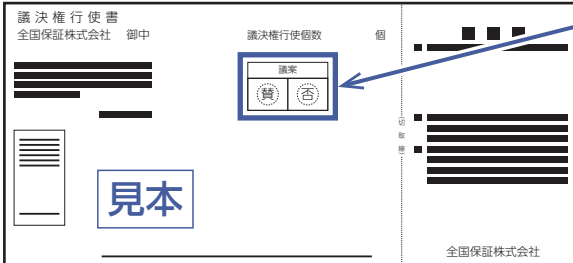
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として議決権を行使することができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。
- ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の定めに基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
 - ・連結計算書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ・計算書類のうち、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎当日は、節電への対応として、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

 <p>当日ご出席による 議決権行使</p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。 ※当日ご出席の場合は、書面またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。</p> <p>株主総会開催日時</p> <hr/> <p>2023年6月16日（金曜日） 午前10時</p>	 <p>書面による 議決権行使</p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <hr/> <p>2023年6月15日（木曜日） 午後5時</p>	 <p>インターネット等による 議決権行使</p> <p>次頁の案内をご参照いただき、賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <hr/> <p>2023年6月15日（木曜日） 午後5時</p>
--	--	--

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書
全国保証株式会社 御中

議決権行使回数

議案

賛 否

見本

全国保証株式会社

議案の賛否をご表示ください。

- 議案**
- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

インターネット等^{*}による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

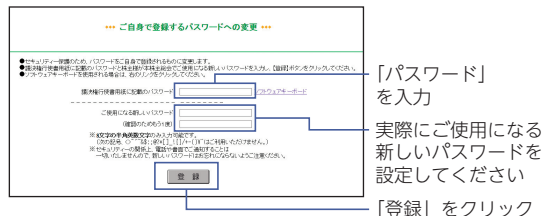
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

- 行使期限は、2023年6月15日（木曜日）午後5時までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。
- インターネットにより重複して議決権を行使された場合は、最後に当社に到達したものを有効な行使として取扱います。
- 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な行使として取扱います。
- パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は、今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- インターネット接続に係る費用は、株主様のご負担となります。
 - ・ パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
 - ・ パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

ご不明な点は、株主名簿管理人である
三井住友信託銀行株式会社 まで
お問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
電話番号 0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）
- (2) 上記以外の事項に関するお問い合わせ先
電話番号 0120-782-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く））

※議決権電子行使プラットフォームのご案内

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会ライブ配信のご案内

会場にお越しただかずに株主総会へ参加いただけるよう、インターネットによるライブ配信を行います。なお、本ライブ配信はご視聴のみとなりますので、あらかじめインターネットなどにより議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

1. 配信日

2023年6月16日（金） 午前10時から株主総会閉会まで
※午前9時からログインが可能です

2. 当日の視聴方法

以下のURLまたはQRコードよりライブ配信用ウェブサイトへアクセスしてください。本ライブ配信のアクセス先およびID・パスワードは次のとおりです。

ライブ配信用ウェブサイト

<https://v.srdb.jp/7164/2023soukai/>



■ ID :

■ パスワード :

3. ライブ配信を視聴される株主様へのご注意事項

- ライブ配信をご視聴されましても、会社法上、株主総会への出席とは認められておりません。また、ライブ配信において議決権の行使および本総会の決議事項に関するご質問等はできません。そのため4頁および5頁のご案内に従って、事前に議決権をご行使くださいますようお願いいたします。
- ライブ配信は、システムトラブル等のためにご視聴できない場合があります。また、通信環境の影響により、画像や音声の乱れあるいは一時断絶されるなどの通信障害が発生する可能性があります。
- ライブ配信をご視聴される際のプロバイダへの接続料金、通信事業者への通信料金等は株主様のご負担となります。
- ライブ配信の視聴者は当社株主様に限定させていただきます。
- ライブ配信におけるIDおよびパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。
- ライブ配信の映像や音声データを複製、公開および転載することや第三者に提供することを禁止いたします。

ライブ配信の接続に関する
お問い合わせ先

03-3534-2498

受付日時 6月16日(金)(株主総会当日)午前9時から株主総会終了まで

4. 株主総会へご出席される株主様へのご案内

- ご来場の株主様のプライバシーを配慮し、映像は議長席および役員席付近のみとなります。
- 会場内における質疑応答の際は、個人を特定した撮影や名前の読み上げは行いません。

株主総会参考書類

議案および参考事項

議

案

剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題として位置付け、住宅ローン保証会社として強固な財務基盤の構築に必要な内部留保を確保しつつ、経営全般を総合的に勘案のうえ、安定的・継続的に配当を行うことを基本方針としております。この方針のもと、当期の期末配当および剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金148円 総額10,192,941,004円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2023年6月19日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

債務保証積立金 18,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 18,000,000,000円

以 上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

(1) 経済環境および事業環境

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の行動制限が緩和され、社会経済活動の正常化が進んだことで、個人消費および雇用・所得環境・企業収益の一部に持ち直しの動きがみられました。一方では、世界的な金融引き締め政策や不安定な国際情勢を背景とした景気の下振れリスクから先行き不透明な状況が続きました。

住宅市場につきましては、政府の住宅取得支援策や住宅ローンの低金利環境が継続したものの、新設住宅着工戸数のうち、持家と分譲住宅の合計は、資材価格高騰による建設コストの増加が住宅着工を抑制する要因となったことで、前年同期を下回りました。住宅ローン市場につきましても、住宅価格高騰による消費者の購入意欲の低下などを背景に住宅市場同様に弱い動きとなりました。

(2) 事業の概況

このような事業環境のもと、当社グループは中期経営計画「Beyond the Border」の最終年度として「事業規模拡大」、「事業領域拡大」ならびに「企業価値向上」の課題を中心に各種施策に取り組んでまいりました。

事業規模拡大におきましては、金融機関との関係強化や既存住宅ローン市場へのアプローチに取り組みました。金融機関との関係強化につきましては、提携金融機関の利用率向上のため、当社保証商品の説明会や勉強会を実施したほか、例年ご好評いただいておりますキャンペーンを実施し、住宅ローン獲得に向けた営業推進にお役立ていただきました。また、利便性向上に向けた取り組みとして、デジタルを活用したサービスの提供に努めました。既存住宅ローン市場へのアプローチにつきましては、他の保証会社の株式取得（子会社化）について決議したほか、当社グループにとって保証債務残高獲得と同様の効果をもたらすRMBS（住宅ローン担保証券）を取得しました。

事業領域拡大におきましては、住宅購入者、住宅販売者ならびに金融機関の住宅ローンに関する課題を解決すべく、WEB申込とAI審査を利用した住宅ローン申込スキームの実証実験を開始しました。グループ会社を活用した事業領域拡大につきましては、金融機関から債権管理回収業務を受託したほか、他社で対応できない信用保証の領域拡大に引き続き取り組みました。

企業価値向上におきましては、TCFD提言への賛同表明および情報開示を実施したほか、人材育成や女性活躍推進など重要課題（マテリアリティ）解決に向けた取り組みを着実に進めました。

こうした取り組みの結果、当連結会計年度における営業収益は50,272百万円となりました。利益につきましては、営業利益は39,884百万円、経常利益は41,456百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は28,584百万円となりました。

なお、当連結会計年度は連結初年度に当たるため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

第43期における当社グループの保証実績は次表のとおりです。

(単位：機関、件、百万円)

区 分	2019年度 第40期	2020年度 第41期	2021年度 第42期	2022年度 第43期
提携金融機関数	739	744	733	722
新規保証実行件数	67,003	57,113	61,188	54,563
新規保証金額	1,732,416	1,495,085	1,669,604	1,573,082
期末保証債務残高	13,706,421	14,629,759	15,356,458	15,944,904

(注) 1. 提携金融機関数は、当社単体の数値を記載しております。

2. 新規保証実行件数および新規保証金額は、民間金融機関住宅ローン保証における実績であります。なお、第42期以前は、子会社の数値を含んでおりません。

2. 設備投資の状況

該当事項はございません。

3. 資金調達等についての状況

該当事項はございません。

4. 事業の譲渡等の状況

(1) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はございません。

(2) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

(3) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はございません。

(4) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はございません。

5. 財産および損益の状況の推移

①企業集団の財産および損益の状況

(単位：百万円)

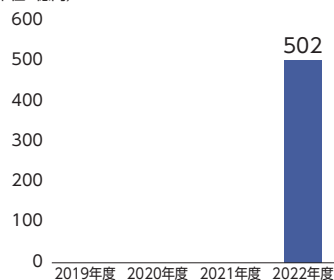
区 分	2019年度 第40期	2020年度 第41期	2021年度 第42期	2022年度 第43期
営 業 収 益	—	—	—	50,272
経 常 利 益	—	—	—	41,456
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	28,584
1 株 当 た り 当期純利益	—	—	—	415円97銭
純 資 産	—	—	—	205,619
総 資 産	—	—	—	442,945

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。

2. 第43期（当連結会計年度）より連結計算書類を作成しておりますので、第42期以前の各数値は記載しておりません。

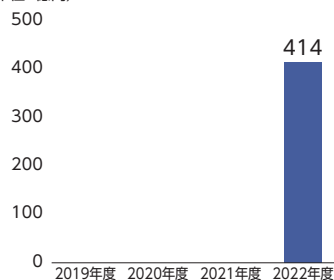
■ 営業収益

(単位：億円)



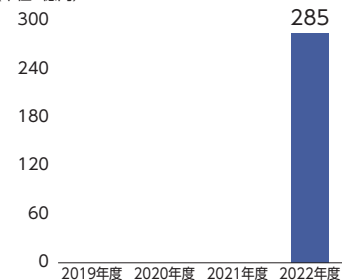
■ 経常利益

(単位：億円)



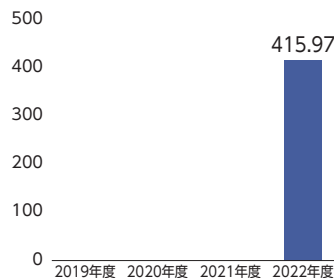
■ 親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：億円)



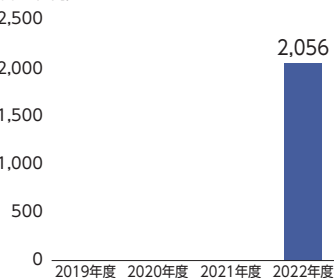
■ 1株当たり当期純利益

(単位：円)



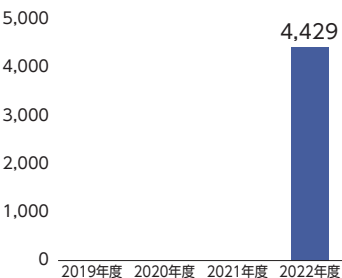
■ 純資産

(単位：億円)



■ 総資産

(単位：億円)



②当社の財産および損益の状況

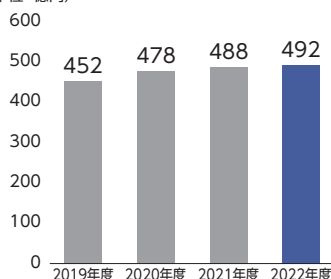
(単位：百万円)

区 分	2019年度 第40期	2020年度 第41期	2021年度 第42期	2022年度 第43期
営 業 収 益	45,203	47,834	48,842	49,242
経 常 利 益	35,760	38,991	40,551	40,852
当 期 純 利 益	24,430	27,002	27,835	28,180
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	355円17銭	392円53銭	404円89銭	410円08銭
純 資 産	145,049	165,860	184,827	203,764
総 資 産	372,968	396,261	415,814	435,692

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。

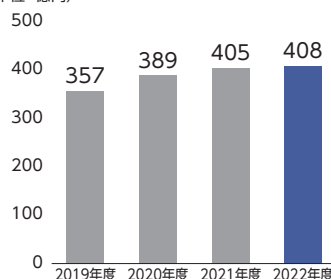
■ 営業収益

(単位：億円)



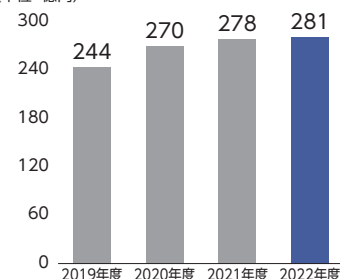
■ 経常利益

(単位：億円)



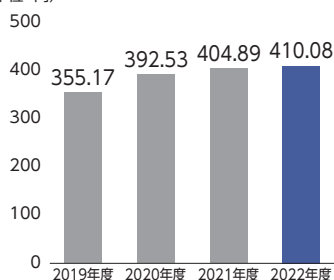
■ 当期純利益

(単位：億円)



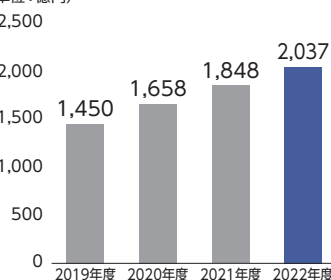
■ 1株当たり当期純利益

(単位：円)



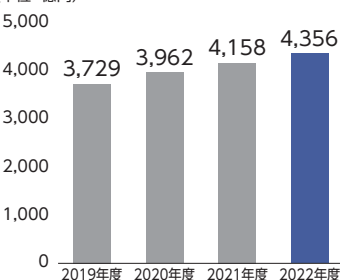
■ 純資産

(単位：億円)



■ 総資産

(単位：億円)



6. 対処すべき課題

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「機関保証を必要とする全てのお客様に最高の保証商品とサービスを提供することにより、お客様の夢と幸せの実現をお手伝いするとともに、信用保証事業を通じて地域社会の発展に貢献する」という経営理念のもと、全てのステークホルダーの視点に立った経営施策を実施することで企業価値の向上および持続的な発展・成長を目指しております。

(2) 当社グループが対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境といたしましては、当面は安定した雇用環境や、政府の住宅取得支援策に支えられ、住宅市場および住宅ローン市場は底堅く推移することが見込まれるものの、長期的には少子高齢化に伴う人口・世帯数の減少により新築住宅市場の縮小が見込まれます。このような事業環境において、当社グループが対処すべき課題は次のとおりとなります。

①保証債務残高の積み上げ

顧客需要を的確に捉え、市場シェアの拡大による成長を目指す。

②収益源多様化の必要性

更なる成長のため、周辺事業へ進出し収益源の多様化を図る。

③資本活用の効率化

成長投資と株主還元のバランスを考慮し、資本活用の効率化を図る。

④ESG関連課題への取り組み

企業価値向上のため、信用保証事業を通じてESG関連課題への取り組みを進める。

こうした対処すべき課題を踏まえ、当社グループでは2023年度から2025年度の3事業年度を計画期間とする中期経営計画「Next Phase～成長と価値創造～」を策定しております。この中期経営計画では、「更なる成長と価値創造を実現する住宅ローンプラットフォームを目指す」をビジョンに掲げ、①基幹事業の拡大、②周辺事業への進出、③企業価値の向上、の3つの基本方針に基づき各種施策に取り組んでまいります。

【基幹事業の拡大】

国内の民間金融機関による住宅ローンは、新規貸出額が年間約19兆円、既存貸出残高が約190兆円という巨大な市場規模であり、市場シェアの拡大による成長の余地は十分に存在しております。

新規貸出市場におけるシェア拡大につきましては、商品およびサービスの開発・提供による新たな需要の発掘や、ニッチ需要の機動的な獲得などに取り組んでまいります。既存貸出市場におけるシェア拡大につきましては、他の保証会社の株式取得による保証債務残高の獲得や、RMBS（住宅ローン担保証券）の購入などに取り組んでまいります。

【周辺事業への進出】

更なる成長のため、当社グループの強みを活かし周辺事業への進出を図ることで、収益源の多様化を目指してまいります。具体的には、不動産検索サイト、不動産会社などの様々な業態から案件の受付を可能とする仕組みを構築し、住宅購入希望者が物件を選ぶ前に借入可能額を把握できるサービスなどを提供します。また、住宅ローンや住まいに関する分野でシナジーが見込める会社との協業・M&Aなどを進めることで、新たな価値創造を行ってまいります。そのほか、グループ会社である、あけぼの債権回収株式会社を活用し、金融機関からの債権管理回収業務の受託を進めてまいります。

【企業価値の向上】

当社グループは持続的な成長の実現に向けて、信用保証事業を通じて社会課題の解決に貢献すべく、「全国保証SDGs宣言」に基づき、重要課題の解決に取り組んでおります。具体的には、人的資本への投資、コーポレートガバナンスの充実および気候変動への取り組みなどを進めてまいります。加えて、資本政策の着実な実行により、企業価値を高めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

7. 主な事業内容

事業区分	区分
信用保証事業	住宅ローン保証 教育ローン保証 カードローン保証

8. 主要な事業所

区分	店舗名・会社名	所在地
当 社	本社	東京都千代田区
	本店営業第一部	東京都千代田区
	本店営業第二部	東京都千代田区
	札幌支店	北海道札幌市北区
	仙台支店	宮城県仙台市青葉区
	横浜支店	神奈川県横浜市西区
	新潟営業所	新潟県新潟市中央区
	名古屋支店	愛知県名古屋市中区
	金沢支店	石川県金沢市
	大阪支店	大阪府大阪市中央区
	広島支店	広島県広島市中区
	高松営業所	香川県高松市
	福岡支店	福岡県福岡市博多区
宮崎営業所	宮崎県宮崎市	
子会社	株式会社全国ビジネスパートナー	東京都江東区
	あけぼの債権回収株式会社	東京都中央区
	みのり信用保証株式会社	東京都中央区
	筑波信用保証株式会社	茨城県つくば市

(注) 2022年7月4日付で、札幌支店は北海道札幌市中央区から北海道札幌市北区へ移転しました。

9. 従業員の状況

①企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
317名	—

- (注) 1. 従業員とは執行役員5名を含む正社員を指し、従業員数は当社グループへの出向者2名を含みます。
2. 従業員数には契約社員、嘱託社員、パート社員および派遣社員の合計124名を含んでおりません。
3. 第43期（当連結会計年度）より連結計算書類を作成しておりますので、前期末比増減は記載しておりません。

②当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
278名	7名（増）	38.1歳	10年9ヶ月

- (注) 1. 従業員とは執行役員4名を含む正社員を指し、社外への出向者21名を含んでおりません。
2. 従業員数には契約社員、嘱託社員、パート社員および派遣社員の合計77名を含んでおりません。

10. 主要な借入先および借入額

借入先	借入残高
シンジケートローン	30,000百万円

- (注) シンジケートローンは、銀行5行の協調融資によるものです。

11. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はございません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主な事業内容
株式会社全国ビジネスパートナー	9百万円	100%	事務の請負・受託・代行業
あけぼの債権回収株式会社	5億16百万円	100%	債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権管理回収業
みのり信用保証株式会社	4億95百万円	100%	信用保証事業
筑波信用保証株式会社	91百万円	100%	信用保証事業

(3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はございません。

12. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

II 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数

160,000,000株

2. 発行済株式の総数

68,871,790株

3. 当事業年度末の株主総数

49,954名

4. 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	7,774,400	11.31
富国生命保険相互会社	6,200,000	9.02
明治安田生命保険相互会社	6,200,000	9.02
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	5,098,800	7.41
太陽生命保険株式会社	4,271,000	6.21
TAIYO FUND, L.P.	1,681,000	2.44
GOVERNMENT OF NORWAY	1,382,959	2.01
SMBC日興証券株式会社	1,105,400	1.60
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	1,086,287	1.58
第一生命保険株式会社	1,074,800	1.56

(注) 持株比率は、自己株式567株、株式給付信託 (J-ESOP) 信託口が保有する64,330株および役員向け株式交付信託が保有する84,000株を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はございません。

6. その他株式に関する重要な事項

当社は、2021年6月18日開催の第41回定時株主総会の決議に基づき、取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）を対象に、取締役の報酬等と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、当事業年度末に信託口が所有する当該株式数は、84,000株であります。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日における当社役員が保有している新株予約権等の状況

該当事項はございません。

2. 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はございません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はございません。

IV 会社の役員に関する事項

1. 取締役および監査役の状況

(1) 会社役員の場合

(2023年3月31日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
石川英治	代表取締役社長	
山口隆	専務取締役 専務本部長	あけぼの債権回収株式会社 代表取締役社長 株式会社全国ビジネスパートナー 代表取締役社長
青木裕一	常務取締役 常務本部長	みのり信用保証株式会社 代表取締役社長 筑波信用保証株式会社 代表取締役社長
浅田慶一	取締役 営業本部長	株式会社全国ビジネスパートナー 取締役 四国総合信用株式会社 取締役
上條正仁	取締役 (社外取締役)	伯東株式会社 社外取締役 ミラバイオロジクス株式会社 社外監査役
永島義郎	取締役 (社外取締役)	株式会社カナデン 社外取締役 あけぼの債権回収株式会社 監査役 筑波信用保証株式会社 監査役 株式会社ネットラーニングホールディングス 社外監査役
今戸智恵	取締役 (社外取締役)	三浦法律事務所 パートナー弁護士 株式会社カナデン 社外取締役 ワンピ株式会社 社外監査役
藤野護	常勤監査役	
板垣絵里	監査役 (社外監査役)	株式会社ニイタカ 社外取締役
佐藤隆文	監査役 (社外監査役)	農林中央金庫 経営管理委員
鈴木秀彦	監査役 (社外監査役)	

- (注) 1. 取締役 上條正仁氏、永島義郎氏、今戸智恵氏は社外取締役であります。
 2. 監査役 板垣絵里氏、佐藤隆文氏、鈴木秀彦氏は社外監査役であります。
 3. 監査役 板垣絵里氏は、大手監査法人および公認会計士・税理士事務所における長年の経験があり、財務および会計に関する知見を有しております。
 4. 取締役 上條正仁氏、永島義郎氏、今戸智恵氏ならびに監査役 板垣絵里氏、佐藤隆文氏、鈴木秀彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出を行っております。
 5. 常務取締役 青木裕一氏は、2023年3月31日付で、筑波信用保証株式会社代表取締役社長を辞任により退任いたしました。

6. 2023年4月1日付で、役員の地位および担当について、以下のとおり異動がありました。

氏名	変更前の地位および担当	変更後の地位および担当
石川英治	代表取締役社長	代表取締役会長
青木裕一	常務取締役 管理本部長	代表取締役社長 管理本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社定款において、業務執行取締役を除く取締役および監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定することができる旨を定めており、上條正仁、永島義郎、今戸智恵、板垣絵里、佐藤隆文、鈴木秀彦の各氏との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役および監査役のいずれも200万円または法令に規定される最低責任限度額のいずれか高い額となります。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はございません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および子会社4社（株式会社全国ビジネスパートナー、あけぼの債権回収株式会社、みのり信用保証株式会社、筑波信用保証株式会社）の取締役、監査役および執行役員等を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険料は全額当社が負担しております。当該保険により被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟および会社訴訟において発生する訴訟費用および損害賠償金を填補することとしております。

ただし、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由があります。

(5) 取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

①当該方針の決定方法

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を2021年6月18日開催の取締役会において決議しております。

②報酬等の決定方法

当社の取締役の報酬等の決定方法は、取締役会が指名・報酬委員会に諮問のうえ、助言・提言を踏まえて決定し、その決定権限は取締役会が有しております。指名・報酬委員会は、独立社外取締役を委員長とし、独立社外取締役2名、社内取締役1名の合計3名で構成することで、取締役の報酬等の決定に関する手続きの公正性・透明性・客観性を確保しております。なお、監査役の報酬等は、監査役の協議によって決定しております。

③報酬制度の概要

当社の業務執行取締役に対する報酬等は、職責の大きさに応じた役位ごとの基本報酬と業績等によって変動する業績連動報酬等で構成し、業績連動報酬等は金銭で支給する業績連動賞与と株式により支給する業績連動型株式報酬により構成されております。

業務執行取締役が業績や株価の変動による利益意識を株主の皆様と共有し、企業価値増大に対する意識を強化するため、報酬等の一部として業績連動報酬等を含めております。

なお、業績連動型株式報酬につきましては、2021年6月18日開催の第41回定時株主総会で決議されております。

社外取締役および監査役の報酬等は、業務執行から独立した客観的な立場から業務執行の妥当性および適法性を判断し、監督機能および監査機能を適正に確保する観点から、基本報酬のみの体系としております。

④連動指標

当社は、事業の持続的発展のため、短期的には単年度の営業利益、中長期的には保証債務残高等の経営指標を重視しております。したがって、業績連動報酬等に係る指標として、短期インセンティブ報酬等としての性質をもつ業績連動賞与は営業利益、中長期的インセンティブ報酬等としての性質をもつ業績連動型株式報酬は保証債務残高等を連動指標としております。

⑤報酬等に占める業績連動報酬等の割合

当社の取締役および監査役に対する報酬等の構成割合は以下のとおりです。

役員区分	基本報酬	業績連動報酬等	
		賞与	株式
業務執行取締役	60%	16%	24%
社外取締役・監査役	100%	—	—

(注) 業務執行取締役の報酬等の構成割合は、業績連動報酬等における業績指標計画値の達成状況が100%の場合の割合を示しております。

⑥報酬の限度額

取締役の報酬額は、2021年6月18日開催の第41回定時株主総会において、年額600百万円以内（うち社外取締役分は50百万円。ただし、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない）、また監査役の報酬額は年額240百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役は3名）、監査役の員数は4名（うち社外監査役は3名）であります。

また、これとは別枠で、業績連動型株式報酬につきましては、2021年6月18日開催の第41回定時株主総会で、2事業年度を対象として対象期間につき200百万円を上限（対象期間を延長する場合は、当該延長分の対象期間の事業年度数に金100百万円を乗じた金額を上限）とする株式取得資金を拠出し、1事業年度あたりに付与するポイントの上限は、40,000ポイント（1ポイントは当社株式1株）とすることが決議されております。なお、業績連動型株式報酬制度の対象となる取締役の員数は4名であります。

⑦業績連動賞与の算定方法

業績連動賞与の算定方法は以下のとおりです。

<総支給額>

総支給額＝賞与基準額（※1）×業績達成度別支給係数（※2）

※1 賞与基準額

対象者	基準額	限度額
業務執行取締役4名合計	30,880千円	37,056千円

※2 業績達成度別支給係数

業績達成度	支給係数	業績達成度	支給係数
50%未満	0	95%以上105%未満	1.0
50%以上75%未満	0.5	105%以上120%未満	1.1
75%以上85%未満	0.8	120%以上	1.2
85%以上95%未満	0.9		

- (注) 1. 業績達成度算出式：営業利益（実績値）÷営業利益（計画値）
2. 「営業利益（計画値）」は中期経営計画（2020年3月16日公表）における事業年度（毎年4月1日から翌年3月31日）毎の営業利益（2021年度38,350百万円、2022年度40,250百万円）であります。

<個人別支給額>

個人別支給額＝総支給額÷対象となる取締役の役位係数の和×役位係数（※3）

※3 役位係数

役位	係数	役位	係数
取締役社長	1.000	常務取締役	0.533
専務取締役	0.640	取締役	0.400

(注) 常務取締役の係数は、小数点以下第15位までですが、小数点以下第3位まで表示しております。

⑧業績連動型株式報酬について

当社は、業務執行取締役の報酬等と当社の業績および株式価値との連動性を明確にし、業務執行取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の株式が本信託を通じて各取締役に對して交付される、という株式報酬制度であり、中期経営計画の期間（以下、「対象期間」といいます。）を対象としております。対象期間に在任する当社取締役に對して、取締役会で定める株式交付規程に従い、役位および対象期間における業績指標計画値（保証債務残高等）の達成度等に応じ変動幅0%～100%の範囲で報酬額を決定し、ポイントが付与されます。1事業年度あたりに付与するポイントの上限は、40,000ポイント（1ポイントは当社株式1株）となっております。

なお、取締役がポイントの累積値に応じた当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

⑨業績連動報酬等にかかる評価指標の目標と実績

当事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

評価指標	計画値	実績値
営業利益	40,250百万円	39,296百万円
保証債務残高	16,834,000百万円	15,944,904百万円

⑩取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、指名・報酬委員会が取締役会の諮問に応じて協議し、取締役会に助言・提言を行います。取締役会は、当該助言・提言の内容を確認したうえで、取締役の個人別の報酬等を決定しております。そのため、取締役会は、個人別の報酬等の決定に関する方針に沿うものであると判断しております。

(6) 取締役および監査役の報酬等の総額等

区 分	員数	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		
			金銭報酬等		非金銭報酬等
			基本報酬	業績連動報酬等	
			賞与	株式	
取 締 役	7名	235	146	30	58
(うち社外取締役)	(3名)	(25)	(25)	(-)	(-)
監 査 役	4名	42	42	-	-
(うち社外監査役)	(3名)	(21)	(21)	(-)	(-)
合 計	11名	278	189	30	58
(うち社外役員)	(6名)	(46)	(46)	(-)	(-)

- (注) 1. 取締役の報酬等限度額は、2021年6月18日開催の第41回定時株主総会において、年額600百万円以内（うち社外取締役分は50百万円。ただし、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない）と決議されております。ただし、業績連動型株式報酬については、下記のとおり別枠として決議されております。
2. 監査役の報酬等限度額は、2021年6月18日開催の第41回定時株主総会において、年額240百万円以内と決議されております。
3. 業績連動型株式報酬は、2021年6月18日開催の第41回定時株主総会において、2事業年度を対象として対象期間につき200百万円を上限（対象期間を延長する場合は、当該延長分の対象期間の事業年度数に金100百万円を乗じた金額を上限）とする株式取得資金を拠出し、1事業年度あたりに付与するポイントの上限は、40,000ポイント（1ポイントは当社株式1株）と決議されております。
4. 当事業年度末日現在の人員は、取締役7名、監査役4名であります。
5. 上記のほか社外役員が当社の子会社から受けた役員としての報酬額は6百万円です。

2. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼職の状況等

氏名	地位	重要な兼職の状況
上 條 正 仁	社外取締役	伯東株式会社 社外取締役 ミラバイオロジクス株式会社 社外監査役
永 島 義 郎	社外取締役	株式会社カナデン 社外取締役 あけぼの債権回収株式会社 監査役 筑波信用保証株式会社 監査役 株式会社ネットラーニングホールディングス 社外監査役
今 戸 智 恵	社外取締役	三浦法律事務所 パートナー弁護士 株式会社カナデン 社外取締役 ワンビ株式会社 社外監査役
板 垣 絵 里	社外監査役	株式会社ニイタカ 社外取締役
佐 藤 隆 文	社外監査役	農林中央金庫 経営管理委員
鈴 木 秀 彦	社外監査役	

- (注) 1. あけぼの債権回収株式会社および筑波信用保証株式会社は当社の完全子会社であります。
2. その他兼職している他の法人等と当社の間には、重要な取引その他の関係はありません。

(2) 社外役員とその他利害関係

当社は社外役員との間で、人的関係、資本的关系、取引関係その他の利害関係はありません。また、当社または当社特定関係事業者の業務執行者または役員（業務執行者であるものを除く）は、各社外役員との間で親族関係、取引関係その他の利害関係はありません。

(3) 社外役員の事業年度における主な活動状況

氏名	地位	活動状況
上 條 正 仁	社外取締役	当事業年度に開催した取締役会15回の全てに出席し、主に金融および企業経営に関する豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会において活発に質問し、さらに専門的見地から提言を行うなど、当社経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督等、期待される役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、取締役の選任や報酬等に関わる重要な役割を果たしました。
永 島 義 郎	社外取締役	当事業年度に開催した取締役会15回の全てに出席し、主に企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会において活発に質問し、さらに専門的見地から提言を行うなど、当社経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督等、期待される役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、取締役の選任や報酬等に関わる重要な役割を果たしました。
今 戸 智 恵	社外取締役	当事業年度に開催した取締役会15回の全てに出席し、主に法曹としての豊富な経験と専門的な見識に基づき、取締役会において活発に質問し、さらに専門的見地から提言を行うなど、当社経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督等、期待される役割を果たしております。
板 垣 絵 里	社外監査役	当事業年度に開催した取締役会15回および監査役会13回の全てに出席しております。大手監査法人および公認会計士・税理士事務所に長年従事され、会計分野における豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会および監査役会において適宜発言を行いました。さらに監査役会で定めた監査方針に従って、各部門の監査等を行うなど、監査機能を十分に発揮しました。
佐 藤 隆 文	社外監査役	当事業年度に開催した取締役会15回および監査役会13回の全てに出席しております。大蔵省（現 財務省）・金融庁に長年従事され、金融庁長官等の要職を歴任するなど豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会および監査役会において適宜発言を行いました。さらに監査役会で定めた監査方針に従って、各部門の監査等を行うなど、監査機能を十分に発揮しました。
鈴 木 秀 彦	社外監査役	当事業年度に開催した取締役会15回および監査役会13回の全てに出席しております。大蔵省（現 財務省）・金融庁の要職および金融機関の常務理事を歴任するなど豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会および監査役会において適宜発言を行いました。さらに、監査役会で定めた監査方針に従って、各部門の監査等を行うなど、監査機能を十分に発揮しました。

3. 社外役員の独立性に関するその他の情報

当社は、社外取締役の独立性判断基準について、「コーポレートガバナンス基本方針」において、東京証券取引所が定める独立性基準の要件に抵触しない場合、社外取締役に独立性があると判断しております。

V 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務の遂行状況や報酬見積りの算出状況を確認および検討した結果、会計監査人の報酬等は監査品質を維持向上していくために合理的かつ妥当な水準であると判断し同意しました。
2. 会社法上の監査と金融商品取引法上の監査に係る報酬を監査契約において明確に区分しておりません。また、実質的にもその区分を明確にすることができないため、当事業年度における監査業務の報酬の額として、これらの総額にて報酬等の記載を行っております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はございません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が継続してその職責を全うするうえで重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、監査役会の決議に基づき解任または不再任に関する議案を株主総会に上程する方針です。

5. 責任限定契約

該当事項はございません。

6. 補償契約の内容の概要

該当事項はございません。

Ⅵ 会社の体制および方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年5月1日開催の取締役会において、会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第1項および第3項に基づき、業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針を決定し、直近では2018年2月5日開催の取締役会にて一部改定いたしております。

その内容は以下のとおりであります。

- (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ①取締役会および取締役は、法令等遵守を基本理念とする「企業倫理規範」および「行動規範」に基づき、法令等遵守があらゆる企業活動の前提であることを認識し実践するとともに、企業文化として定着するよう役職員に周知・徹底する。
 - ②取締役会および取締役は、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスの統括部署・責任者および監視機関であるコンプライアンス委員会の設置など、コンプライアンス体制の整備・強化を図る。
 - ③取締役会および取締役は、「コンプライアンス規程」に基づき、事業年度毎に具体的な実践計画であるコンプライアンスプログラムを策定する。また、コンプライアンス統括部署は、コンプライアンスに関するマニュアル等を整備する。これらについて、研修等を通じ意識の醸成に努め、コンプライアンスの実効性を高める。
 - ④取締役会および取締役は、「内部通報規程」に基づき、当社内部のほか、外部に委託する第三者機関を通報窓口として設ける。役職員がコンプライアンスに関して重要な事実を発見した場合には、これらを活用して適切な対応を行う。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ①「文書管理規程」および関連細則等に従い、取締役の職務遂行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、適切な保存および管理を行う。
 - ②取締役および監査役は、常時これらの文書および電磁的媒体による記録を閲覧できるものとする。
- (3) 損失の危険の管理（リスク管理）に関する規程その他の体制
 - ①取締役会および取締役は、「リスク管理規程」に基づき、リスクの統括部署・責任者および監視機関であるリスク管理委員会の設置など、リスク管理体制の整備・強化を図る。

- ②取締役会および取締役は、業務運営上内包する各種リスクに対応するため、「統合リスク管理規程」に基づき、信用リスク、市場関連リスク、オペレーショナルリスク（システムリスク、事務リスク）のリスク量を計量統合し、経営体力（リスク資本）と比較しながらリスクをコントロールすることで、収益性等とのバランスの取れたリスク管理を行う。
- ③「危機管理規程」、「業務継続規程」に基づき、危機管理の徹底、業務中断の場合の早期業務運営回復により対外的信用維持に努めるなど、危機管理体制の充実・強化を図る。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①取締役・職員が共有する全社的な目標を設定するため、外部環境と内部環境の変化を踏まえたうえで、経営課題を明確にし、3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。
 - ②取締役会および取締役は、中期経営計画の主旨に基づき、毎期、事業部門（部店）毎の業績目標と効率的な予算を設定し、遂行・達成するためのPDCAサイクルを機能させるため、これらの運営の基礎となるリスクや収益力に応じた各事業部門へ経営資源の適切な配分を行う。
 - ③各事業部門（部店）における事業計画の遂行状況は、定期的に取り締役にに対して報告し、必要に応じて対応を協議し対策を講じる。
 - ④月次実績については、計画対比の実績を毎月の取締役会に報告し、計画数値と差異がある場合は差異原因の報告ならびに計画達成のための対策について協議を行う。
 - ⑤各事業部門（部店）を担当する取締役は、業務の分掌および職務の権限に関する規定を整備し、各事業部門（部店）に連携させつつ、牽制機能が有効に発揮される効率的な業務運営を実施する。
- (5) 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を確立する。特に、子会社における内部統制システムの実効性を高める施策や指導、支援を実施し、これらの結果について親会社へ報告するシステムを確立する。
 - ②子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制を確立する。
 - ③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を確立する。
 - ④子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合するための体制を確保する。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ①取締役は、監査役の監査を補助することを職務とする監査役スタッフを任命する。
 - ②監査役スタッフに任命された職員は、監査役の監査を補助する職務に専念する。
- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ①監査役スタッフに関する人事異動等については、あらかじめ監査役の意見を聴取し、これを尊重することとし、取締役からの独立性を確保する。
 - ②監査役スタッフは、監査役の指揮命令に従い職務に従事し、取締役等の指揮命令を受けない。
- (8) 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
- ①取締役および職員が監査役に報告をするための体制の構築を行う。特に、当社および子会社に重大な影響を及ぼす事象やコンプライアンスに関して疑義ある事象が発生した場合には、監査役に速やかに報告する体制を整備する。
 - ②子会社の取締役、監査役、職員またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制の構築を行う。特に、子会社の取締役または職員は監査役に対して、当社および子会社に重大な影響を及ぼす事象やコンプライアンスに関して疑義ある事象が発生した場合には、速やかに報告する体制を整備する。
- (9) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ①内部通報制度の信頼性確保のため、当該報告により通報した者が不利な取扱いとなることを禁止し、その旨を役職員に周知・徹底する。
- (10) 当監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ①監査役は、「監査役監査基準」に基づき、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。ただし、緊急または臨時に支出した費用については、事後、会社に請求することができる。

- (11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①代表取締役社長は、監査役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
 - ②監査役、監査部・会計監査人とで構成する三様監査連絡会を定期的に開催し、監査結果、その他業務に関する意見交換を行う。
- (12) 財務報告に係る信頼性と適時・適切に提供するための体制
- ①金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制報告制度に対応するため、株主を始めとする全てのステークホルダーに対し、信頼性の高い財務報告を適時・適切に提供する。
 - ②財務報告に係る内部統制の役割の重要性を認識し、内部統制の基本的要素（統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ITへの対応）の適切な整備および運用に努める。
 - ③財務報告に係る内部統制が有効に機能するよう、関連する一連の作業等を行う担当部署を定める。
- (13) 反社会的勢力排除に向けた体制
- ①暴力、威力と詐欺的手法により経済的利益を追求する集団または個人、いわゆる反社会的勢力による被害を防止するため、反社会的勢力に対する基本方針を制定し、社内のコンセンサス確立を図る。
 - ②取締役および職員に対し、反社会的勢力に対する基本方針の周知徹底を図り、毅然とした態度で臨むとともに関係を一切遮断する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制について、運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) コンプライアンスに関する事項
- ・「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスプログラムを策定のうえ、定期的な社内研修、職階に応じた階層別の教育および定期テストを実施し、役職員への理解浸透と意識向上に努めております。
 - ・コンプライアンス委員会を原則月1回開催し、コンプライアンスプログラムの推進状況を監視するとともに、コンプライアンスに関わる重要事項を審議決定のうえ、取締役会へ報告を行っております。
 - ・「内部通報規程」に基づき、社内通報窓口に加え、弁護士事務所など複数の社外通報窓口を設け、相談体制の強化を図っております。

(2) リスクに関する事項

- ・リスク管理委員会を原則月1回開催し、各種リスクの発生状況、管理状況およびリスク管理体制の整備状況についての検証に加え、統合リスク管理制度を活用した分析など様々な観点からリスク分析を行い、取締役会へ報告を行っております。
- ・自然災害等により事業の中断等の危機が発生した場合に、危機対策本部を設置することなどを定めた「危機管理規程」や、業務再開等のあり方などを定めた「業務継続規程」を整備することにより、危機に備えた体制を構築しております。

(3) 取締役の職務の執行に関する事項

- ・取締役の職務の執行に係る文書については、「文書管理規程」および関連細則等に基づいて適切な保存および管理を行い、常時、取締役および監査役が閲覧できる状態にあります。
- ・取締役会は、事業計画の進捗状況については四半期毎、予算計画との実績比較については毎月報告を受け、取締役の効率的な職務執行を監督しております。また、計画との乖離が生じている場合には、必要に応じて対応を協議しております。

(4) 監査役に関する事項

- ・監査役の監査を補助することを職務とする専任の監査役スタッフを1名任命しており、円滑な監査役の活動を支援しております。また、監査役スタッフの人事については、監査役との協議のうえで決定し、独立性を確保しております。
- ・常勤監査役は、監査役会で策定された監査方針・計画に基づき、取締役会および経営会議などの重要会議へ出席し、必要に応じて社内各部署に対するヒアリング、報告等を通じて経営全般および個別事案に関して取締役の職務執行を監査しております。また、代表取締役社長、会計監査人および監査部との間で、それぞれ月1回の会合を設け、意見交換を実施しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	183,180	流動負債	32,194
現金及び預金	164,959	前受収益	17,559
求償債権	13,537	未払法人税等	6,242
有価証券	9,227	債務保証損失引当金	6,145
その他	2,199	その他の引当金	587
貸倒引当金	△6,743	その他	1,658
固定資産	259,765	固定負債	205,131
有形固定資産	564	長期借入金	30,000
建物及び構築物	323	長期前受収益	174,719
減価償却累計額	△145	その他の引当金	403
機械装置及び運搬具	58	退職給付に係る負債	9
減価償却累計額	△33		
工具、器具及び備品	837	負債合計	237,326
減価償却累計額	△475	(純資産の部)	
無形固定資産	1,236	株主資本	205,701
ソフトウェア	540	資本金	10,703
ソフトウェア仮勘定	691	資本剰余金	637
その他	4	利益剰余金	194,979
投資その他の資産	257,964	自己株式	△619
投資有価証券	227,200	その他の包括利益累計額	△81
長期貸付金	7,003	その他有価証券評価差額金	△81
長期預金	19,000		
退職給付に係る資産	4		
繰延税金資産	3,843		
その他	912		
資産合計	442,945	純資産合計	205,619
		負債純資産合計	442,945

連結損益計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		50,272
営業費用		
債務保証損失引当金繰入額	2,861	
貸倒引当金繰入額	△787	
給料手当及び賞与	2,154	
その他	6,159	10,387
営業利益		39,884
営業外収益		
受取利息	2,259	
受取配当金	51	
その他	58	2,369
営業外費用		
支払利息	790	
その他	6	797
経常利益		41,456
特別損失		
投資有価証券売却損	76	
投資有価証券評価損	97	174
税金等調整前当期純利益		41,282
法人税、住民税及び事業税	12,155	
法人税等調整額	542	12,697
当期純利益		28,584
親会社株主に帰属する当期純利益		28,584

連結株主資本等変動計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,703	637	175,553	△640	186,254
当期変動額					
剰余金の配当			△9,159		△9,159
親会社株主に帰属する 当期純利益			28,584		28,584
自己株式の処分				21	21
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	－	－	19,425	21	19,446
当期末残高	10,703	637	194,979	△619	205,701

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	56	56	186,310
当期変動額			
剰余金の配当			△9,159
親会社株主に帰属する 当期純利益			28,584
自己株式の処分			21
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△137	△137	△137
当期変動額合計	△137	△137	19,308
当期末残高	△81	△81	205,619

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	4社
連結子会社の名称	株式会社全国ビジネスパートナー あけぼの債権回収株式会社 みのり信用保証株式会社 筑波信用保証株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

- | | |
|-------------|------------|
| ① 満期保有目的の債券 | 償却原価法（定額法） |
| ② その他有価証券 | |

市場価格のない株式等以外のもの	時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
-----------------	--

市場価格のない株式等	移動平均法による原価法
------------	-------------

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物及び構築物	3～44年
機械装置及び運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	2～20年

② 無形固定資産

定額法（自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法）

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

求償債権については、債権の貸倒れによる損失に備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき、次の通り計上しております。

求償債権のうち、破産、特別清算等、法的に破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額等を控除した非保全部分の全額を計上しております。また、現在は破綻の状況にはないが、今後破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、一定の期間において内入実績があるなど、個別債務者毎の支払能力を総合的に判断し必要と認める予想損失額を計上しております。

求償債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査管理部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が資産査定を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

長期貸付金については、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 債務保証損失引当金 債務保証に係る損失に備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき、次の通り計上しております。

保証債務のうち、破綻先及び実質破綻先に係る保証債務については、保証債務額から、担保の処分可能見込額等を控除した非保全部分の全額を計上しております。また、破綻懸念先に係る保証債務については、保証債務額から担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、一定の期間において内入実績があるなど、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める予想損失額を計上しております。

上記以外の保証債務については、過去の一定期間における実績率等に基づき計上しております。

保証債務は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査管理部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が資産査定を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る資産、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とし、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

信用保証事業に係る収益の計上基準

債務保証の引受けに伴う収入保証料については、その対価として、保証委託者より、保証開始時に一括して、又は保証期間中の各月において保証料を受受しております。一括にて受受した保証料は前受収益として計上したうえで、保証期間中の各年度において、残債方式(保証債務の想定残高に対して一定の割合を乗じて収入保証料を算出する方法)により収益を計上しております。各月において受受する保証料については、保証債務の前月末残高等に対して一定の割合を乗じて収入保証料を算出し、各月に収益を計上しております。

また、当社グループの債務保証の引受けにおいては、保証委託者は原則として団体信用生命保険に加入しております。保証委託者の死亡等による履行不能に際して当社グループは団体信用生命保険の保険金をもって金融機関へ代位弁済を行っており、当社グループは生命保険会社に対する団体信用生命保険の取次ぎを行っております。当該取次ぎに伴う収入保証料については、その対価として、金融機関より、保証期間中の各月において特約保証料を受受しております。保険は保険会社が提供するところ当社グループの履行義務は保険会社により保険が提供されるように手配することであり、代理人として取引を行っているため、収入保証料は対価の純額で収益を計上しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

(7) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、法人税法に定める繰延消費税等については、長期前払費用（投資その他の資産のその他）に計上し5年間で均等償却しております。

なお、免税事業者に該当する一部の連結子会社については、税込方式によっております。

4. 会計方針の変更に関する注記

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

5. 会計上の見積りに関する注記

(1) 債務保証損失引当金及び見積りの内容

① 当連結会計年度計上額 6,145百万円

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

(a) 見積りの算出方法及び見積りの算出に用いた主な仮定

債務保証に係る損失に備えるため、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、その保証債務に係る債務者である保証委託者を次の通り「正常先」「要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」の5区分からなる債務者区分のいずれかに区分したうえで、債務者区分毎に算出した予想損失額を債務保証損失引当金として計上しております。

債務者区分	定義
正常先	返済状況が良好であり、収支状況及び財務内容等にも特段の問題がないと認められる先
要注意先	収支状況及び財務内容が不安定で今後延滞発生のおそれがある、もしくは既に延滞が発生している先。返済条件の緩和が行われている先
破綻懸念先	現在は破綻の状況にはないが、今後破綻に陥る可能性が大きいと認められる先
実質破綻先	破産、特別清算等、法的に破綻の事実が発生している先や負債が過大で再建の見通しがなく、代位弁済の準備が行われている先
破綻先	実質破綻先と同様の状況にあり、代位弁済履行請求が行われている先

正常先及び要注意先に係る保証債務については、債務者区分毎に、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、債務者区分毎の保証債務残高及び予想代位弁済率並びに予想回収率に基づき算出しますが、予想代位弁済率は、算定期間を1年間又は3年間とする過去5算定期間の実績代位弁済率の平均値を基に直近の状況を加味して算出し、予想回収率は、商品分類及び担保の状況の類する毎に、代位弁済額に対する累計回収額に基づき算出しております。

破綻懸念先に係る保証債務については、保証債務額から担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、一定の期間において内入実績があるなど、保証委託者の支払能力を総合的に判断したうえで、過去の実績などに基づき必要と認める予想損失額を計上しております。また、実質破綻先及び破綻先に係る保証債務については、保証債務額から、担保の処分可能見込額等を控除した非保全部分の全額を予想損失額としております。担保の処分可能見込額は、主に中古住宅流通市場における売却を前提とした外部専門家による評価額を採用しております。

(b) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

債務保証損失引当金の算定に用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定は合理的であり、債務

保証に係る損失に備えるための十分な額が計上されていると判断しております。ただし、会計上の見積りに用いた仮定は過去の代位弁済実績及び回収実績を基礎とした数値に基づいていること等の不確実性を有しており、保証委託者の状況や経済環境・不動産市況の変化等により、債務保証損失引当金を増額又は減額する可能性があります。

(2) 貸倒引当金及び見積りの内容

① 当連結会計年度計上額 6,743百万円

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

(a) 見積りの算出方法及び見積りの算出に用いた主な仮定

求償債権については、債権の貸倒れによる損失に備えるため、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、その債務者を次の通り「破綻先」「実質破綻先」「破綻懸念先」の3区分からなる債務者区分のいずれかに区分したうえで、債務者区分毎に算出した予想損失額を貸倒引当金として計上しております。

債務者区分	定義
破綻先	破産、特別清算等、法的に破綻の事実が発生している先で、破綻懸念先及び実質破綻先に該当しないもの
実質破綻先	代位弁済が行われて以降、相当の期間にわたり内入れ返済を継続してきているが、完済にはなお超長期を要する見込みであり、求償債権が全額回収不能となる可能性は相当程度高いと判断される先
破綻懸念先	代位弁済が行われて以降、相当の期間にわたり内入れ返済を継続しており、求償債権が全額回収不能となる可能性は低いと判断される先

破綻先及び実質破綻先に係る求償債権については、債権額から、担保の処分可能見込額等を控除した非保全部分の全額を予想損失額としております。また、破綻懸念先に係る求償債権については、債権額から、担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、一定の期間において内入実績があるなど、個別債務者毎の支払能力を総合的に判断し必要と認める予想損失額を計上しております。担保の処分可能見込額は、主に中古住宅流通市場における売却を前提とした外部専門家による評価額を採用しております。

(b) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

貸倒引当金の算定に用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定は合理的であり、債権の貸倒れによる損失に備えるための十分な額が計上されていると判断しております。ただし、会計上の見積りに用いた仮定は過去の貸倒実績及び回収実績を基礎とした数値に基づいていること等の不確実性を有しており、債務者の状況や経済環境・不動産市況の変化等により、貸倒引当金を増額又は減額する可能性があります。

6. 追加情報

(1) 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

① 取引の概要

当社及び一部の連結子会社は、当社の株価や業績と従業員等(当社の従業員並びに一部の連結子会社の取締役及び従業員を含む。以下同じ。)の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員等の意欲や士気を高めるため、従業員等に対して当社の株式を給付するインセンティブ・プラン「株式給付信託(J-E S O P)」(以下、「本プラン」という。)を導入しております。

本プランは、予め当社及び一部の連結子会社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員等に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社及び一部の連結子会社は、従業員等に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理しております。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度172百万円、64,330株であります。

(2) 役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引

① 取引の概要

当社は、当社取締役(社外取締役を除く。以下同じ。)の報酬等と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるため、取締役に対し、信託を用いた業績連動型株式報酬制度「役員向け株式交付信託」(以下、「本制度」という。)を導入しております。

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託(以下、「本信託」という。)が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付される、という株式報酬制度です。

本制度による報酬の支給は、中期経営計画の期間の間に在任する取締役を対象とします(かかる期間を、以下、「対象期間」という。)

かかるポイント付与は、対象期間の間に在任する当社取締役に対して、当社の取締役会が定める株式交付規程に従い、役位および中期経営計画における計画値の達成度等に応じて行われます。取締役は、原則としてその退任時に、かかるポイントの累積値に応じた当社株式の交付を受けます。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度444百万円、84,000株であります。

7. 連結貸借対照表に関する注記

保証債務残高は次の通りであります。なお、延滞利息については見積りが不能であるため含めておりません。

住宅ローン等に対する保証債務	15,944,904百万円
債務保証損失引当金	6,145 //
差 引	15,938,759百万円

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	68,871,790	—	—	68,871,790

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	156,967	—	8,070	148,897

(注) 1. 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式数には、株式給付信託(J-E S O P)が保有する当社株式がそれぞれ、72,400株、64,330株含まれております。また、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式数には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式がそれぞれ、84,000株、84,000株含まれております。

2. 変動事由の概要

株式給付信託(J-E S O P)の当社株式給付による減少 8,070株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月17日 定時株主総会	普通株式	9,159	133.00	2022年3月31日	2022年6月20日

(注) 2022年6月17日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託(J-E S O P)が保有する当社株式に対する配当金9百万円及び役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金11百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	10,192	148.00	2023年3月31日	2023年6月19日

(注) 2023年6月16日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託(J-E S O P)が保有する当社株式に対する配当金9百万円及び役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金12百万円が含まれております。

(4) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、住宅ローン保証事業を中心とした信用保証事業を行っております。これらの事業を行うため、保証委託者より一括にて収受した保証料については、安全性、確実性、流動性の高い運用を原則として、資産の保全を意識した長期的な視野に立った運用を行っており、リスクの高い取引は行わない方針であります。また、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主に一括保証料として収受した現金及び預金、保証債務の履行請求により取得する求償債権、有価証券、投資有価証券及び長期貸付金であります。また、金融負債は、長期借入金であります。

求償債権は、保証委託者の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、厳しい経済環境等により保証委託契約に従った債務履行がなされない可能性があります。

有価証券、投資有価証券及び長期貸付金は、主に国債・公債・事業債・株式及び投資信託等であり、満期保有目的の債券及びその他有価証券等に区分し、保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

長期借入金は、経営計画に照らして必要な長期性資金を調達したものであり、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(a) 信用リスクの管理

当社グループは、住宅ローン保証事業につき、審査規程及び保証債務・求償債権管理規程に従い、保証に関する体制を整備しております。

審査業務におきましては、厳格な審査基準に基づき、適切な与信判断をするための知識・経験を持つ決裁権限者及び審査担当者が、定量情報と定性情報を総合的に評価したうえで、審査を行っております。また、信用リスクの高い案件については、審査部において、審査及び決裁を行っており、信用リスクに応じた審査体制を敷くことにより、保証債務の健全性の維持に努めております。

債権管理業務におきましては、代位弁済の発生低下と求償債権の回収期間の短縮化及び回収金額の最大化を基本方針とし、信用コストの抑制に努めております。代位弁済の発生低下につきましては、提携金融機関と連携して、初期延滞者の延滞原因を把握し、適切な助言を行うことにより、延滞長期化の防止を図っております。また、保証委託者の現況及び返済能力の早期把握に努め、返済正常化の可能性を見極めたうえで、条件変更の対応を行っております。求償債権の回収期間の短縮化及び回収金額の最大化に向けた取組みとして、個別案件毎の状況に応じた担保物件の早期処分及び任意売却への誘導を行っております。

さらに、リスクの顕在化により当社グループの経営に不測の影響を及ぼす可能性が生じる事態を回避すべく、信用リスクの計量化と信用リスク管理の高度化を図り、引当金の算定、自己資本管理に活用するなど、経営の健全性・安定性維持を図っております。

有価証券及び投資有価証券については、資金運用管理規程に従い、格付けの高い債券等を対象としているため、信用リスクは僅少であります。また、長期預金及び一部の投資有価証券についても、発行体の信用度が高い投資のみであり、信用リスクによる元本毀損リスクは僅少であります。

(b) 市場リスクの管理

当社グループにおける市場リスクとは、資産に占める割合の高い有価証券等の運用資産ならびに求償債権の価値の変動及び長期借入金に係る支払金利の変動リスクと定めており、資産の主な源泉は住宅ローン保証の対価として収受する保証料であることから状況に応じて運用方針の見直しや適切な担保不動産処分の励行により、資産の保全、損失の極小化に努めております。

具体的には、有価証券、投資有価証券及び長期貸付金等の時価ならびに長期借入金の支払金利の動向を日常的に監視し、分析、検証を行い、また、担保不動産処分の状況については、地域毎に担保物件の処分方法(任意売却、不動産競売)、回収期間の分析、検証を行い、それぞれリスク管理委員会へ報告することとしております。

(c) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、市場価格のない株式等は次表には含めておりません（(注2)を参照ください）。また、「現金及び預金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 求償債権	13,537		
貸倒引当金（※1）	△6,743		
	6,793	6,793	－
(2) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券			
国債・地方債等	14,371	15,520	1,149
社債	207,158	199,281	△7,877
その他	4,516	4,324	△191
② その他有価証券			
株式	1,300	1,300	－
債券	949	949	－
その他	5,441	5,441	－
(3) 長期貸付金（※2）	7,269	7,232	△36
(4) 長期預金	19,000	17,690	△1,309
資産計	266,800	258,534	△8,265
(1) 長期借入金	30,000	30,000	－
負債計	30,000	30,000	－

(※1) 求償債権に対応する貸倒引当金を控除しております。

(※2) 長期貸付金には、流動資産の「その他」に含めて表示している1年内回収予定の長期貸付金を含めております。

(注1) 有価証券に関する事項

保有目的毎の有価証券に関する注記事項は次の通りであります。

- ① 満期保有目的の債券における種類毎の連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次の通りであります。なお、当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債・地方債等	14,371	15,520	1,149
	社債	9,493	9,535	41
	その他	200	200	0
	小計	24,064	25,256	1,191
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債・地方債等	-	-	-
	社債	197,664	189,745	△7,919
	その他	4,316	4,123	△192
	小計	201,981	193,869	△8,111
合計		226,046	219,126	△6,919

- ② その他有価証券の当連結会計年度中の売却額は918百万円であり、売却損の合計額は76百万円であります。また、その他有価証券において、種類毎の取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式	1,001	897	103
	債券	-	-	-
	その他	1,156	1,151	5
	小計	2,158	2,049	109
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株式	298	312	△13
	債券	949	1,000	△50
	その他	4,284	4,460	△176
	小計	5,532	5,772	△240
合計		7,690	7,822	△131

- ③ 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、「その他有価証券」の株式について、97百万円減損処理を行っております。

なお、市場価格のない株式等以外のものの減損処理にあたっては、連結決算日における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。また、市場価格のない株式等については、実質価額が著しく低下した場合に減損処理を行っております。

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	2,400
組合出資金	291
合計	2,691

これらについては、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 保証債務については、市場価格がないため、時価の注記に含めておりません。当該金融商品の残高については、「7. 連結貸借対照表に関する注記」をご参照ください。

(注4) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	164,959	－	－	－
(2) 求償債権 (※)	－	－	－	－
(3) 有価証券及び投資有価証券				
①満期保有目的の債券				
国債・地方債等	1,620	6,580	6,090	－
社債	6,600	37,070	35,400	127,300
その他	600	2,700	1,200	－
②その他有価証券				
債券	－	－	1,000	－
その他	460	469	118	4,263
(4) 長期貸付金	260	848	5,903	191
(5) 長期預金	－	1,000	－	18,000
合計	174,500	48,668	49,711	149,754

(※) 求償債権については、償還予定額が見込めないため記載しておりません。

(注5) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	－	－	－	－	－	30,000

(3) 金融商品の時価の適切な区分毎の内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算出した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
其他有価証券				
株式	1,300	—	—	1,300
債券	—	949	—	949
その他	—	5,441	—	5,441
資産計	1,300	6,390	—	7,690

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
求償債権	－	－	6,793	6,793
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	15,419	101	－	15,520
社債	－	199,281	－	199,281
その他	－	4,324	－	4,324
長期貸付金	－	7,232	－	7,232
長期預金	－	17,690	－	17,690
資産計	15,419	228,630	6,793	250,843
長期借入金	－	30,000	－	30,000
負債計	－	30,000	－	30,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

求償債権

求償債権については、担保等による回収見込額に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していると考えられることから、当該価額をもって時価としており、レベル3の時価に分類しております。なお、貸倒見積高の算定方法については、「5. 会計上の見積りに関する注記」をご参照ください。

有価証券及び投資有価証券

上場株式は取引所の価格によっており、市場の活発性に基づきレベル1の時価に分類しております。債券及び信託受益権は取引金融機関から提示された価格によっており、市場の活発性に基づき国債はレベル1、それ以外の債券及び信託受益権はレベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期預金

長期預金については、取引金融機関から提示された価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、将来キャッシュ・フローと残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

10. 収益認識に関する注記

債務保証契約は金融商品であるため、これに係る取引については「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しておりません。また、その他の取引で当該会計基準等を適用しているものについては重要性が乏しいため、記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,992円01銭
1株当たり当期純利益	415円97銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益	28,584百万円
普通株主に帰属しない金額	- //
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	28,584 //
普通株式の期中平均株式数	68,719,276株

(注3) 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託(J-E S O P)及び役員向け株式交付信託に残存する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は151,946株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、148,330株であります。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	171,612	流動負債	30,768
現金及び預金	153,565	前受収益	17,176
求償債権	13,114	未払法人税等	6,134
有価証券	9,227	債務保証損失引当金	5,226
その他	2,159	その他の引当金	580
貸倒引当金	△6,454	その他	1,650
固定資産	264,079	固定負債	201,159
有形固定資産	515	長期借入金	30,000
建物	287	長期前受収益	170,763
減価償却累計額	△137	その他の引当金	395
車両運搬具	57	負債合計	231,927
減価償却累計額	△33	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	768	株主資本	203,813
減価償却累計額	△426	資本金	10,703
無形固定資産	1,189	資本剰余金	637
ソフトウェア	494	資本準備金	637
ソフトウェア仮勘定	691	利益剰余金	193,090
その他	3	利益準備金	2,055
投資その他の資産	262,373	その他利益剰余金	191,035
投資有価証券	224,550	債務保証積立金	162,800
関係会社株式	7,488	繰越利益剰余金	28,235
長期貸付金	7,003	自己株式	△619
長期預金	19,000	評価・換算差額等	△48
前払年金費用	4	その他有価証券評価差額金	△48
繰延税金資産	3,425		
その他	900	純資産合計	203,764
資産合計	435,692	負債純資産合計	435,692

損益計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		49,242
営業費用		
債務保証損失引当金繰入額	2,874	
貸倒引当金繰入額	△734	
給料手当及び賞与	1,862	
その他	5,943	9,945
営業利益		39,296
営業外収益		
受取利息	2,239	
受取配当金	51	
その他	61	2,353
営業外費用		
支払利息	790	
その他	6	797
経常利益		40,852
特別損失		
投資有価証券売却損	76	
投資有価証券評価損	97	174
税引前当期純利益		40,677
法人税、住民税及び事業税	12,013	
法人税等調整額	483	12,497
当期純利益		28,180

株主資本等変動計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					債務保証積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	10,703	637	637	2,055	144,100	27,915	174,070	△640	184,770
当期変動額									
剰余金の配当						△9,159	△9,159		△9,159
債務保証積立金の積立					18,700	△18,700	－		－
当期純利益						28,180	28,180		28,180
自己株式の処分								21	21
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	18,700	320	19,020	21	19,042
当期末残高	10,703	637	637	2,055	162,800	28,235	193,090	△619	203,813

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
当期首残高	56	56	184,827
当期変動額			
剰余金の配当			△9,159
債務保証積立金の積立			－
当期純利益			28,180
自己株式の処分			21
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△104	△104	△104
当期変動額合計	△104	△104	18,937
当期末残高	△48	△48	203,764

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法（1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物 3～44年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 2～20年

無形固定資産

定額法（自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法）

(3) 引当金の計上基準
貸倒引当金

求償債権については、債権の貸倒れによる損失に備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき、次の通り計上しております。

求償債権のうち、破産、特別清算等、法的に破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額等を控除した非保全部分の全額を計上しております。また、現在は破綻の状況にはないが、今後破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、一定の期間において内入実績があるなど、個別債務者毎の支払能力を総合的に判断し必要と認める予想損失額を計上しております。

求償債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査管理部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が資産査定を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

長期貸付金については、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき、次の通り計上しております。

保証債務のうち、破綻先及び実質破綻先に係る保証債務については、保証債務額から、担保の処分可能見込額等を控除した非保全部分の全額を計上しております。また、破綻懸念先に係る保証債務については、保証債務額から担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、一定の期間において内入実績があるなど、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める予想損失額を計上しております。

上記以外の保証債務については、過去の一定期間における実績率等に基づき計上しております。

保証債務は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査管理部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が資産査定を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

(4) 収益及び費用の計上基準

信用保証事業に係る 債務保証の引受けに伴う収入保証料については、その対価として、保証委託者より、保証開始時に一括して、又は保証期間中の各月において保証料を収受しております。一括にて収受した保証料は前受収益として計上したうえで、保証期間中の各年度において、残債方式（保証債務の想定残高に対して一定の割合を乗じて収入保証料を算出する方法）により収益を計上しております。各月において収受する保証料については、保証債務の前月末残高に対して一定の割合を乗じて収入保証料を算出し、各月に収益を計上しております。

また、当社の債務保証の引受けにおいては、保証委託者は原則として団体信用生命保険に加入しております。保証委託者の死亡等による履行不能に際して当社は団体信用生命保険の保険金をもって金融機関へ代位弁済を行っており、当社は生命保険会社に対する団体信用生命保険の取次ぎを行っております。当該取次ぎに伴う収入保証料については、その対価として、金融機関より、保証期間中の各月において特約保証料を収受しております。保険は保険会社が提供するところ当社の履行義務は保険会社により保険が提供されるように手配することであり、代理人として取引を行っているため、収入保証料は対価の純額で収益を計上しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、法人税法に定める繰延消費税等については、長期前払費用（投資その他の資産のその他）に計上し5年間で均等償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

貸借対照表、損益計算書については、従来、有価証券報告書における開示との整合性を図るため、会社計算規則より詳細な開示を規定している「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりましたが、当事業年度より有価証券報告書において、特例財務諸表提出会社として、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成することといたしました。これに伴い、本計算書類においても、同様に勘定科目を組み替えて作成しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 債務保証損失引当金及び見積りの内容

- ① 当事業年度計上額 5,226百万円
- ② その他見積りの内容に関する理解に資する情報
連結計算書類「連結注記表5. 会計上の見積りに関する注記」に記載した内容と同一であります。

(2) 貸倒引当金及び見積りの内容

- ① 当事業年度計上額 6,454百万円
- ② その他見積りの内容に関する理解に資する情報
連結計算書類「連結注記表5. 会計上の見積りに関する注記」に記載した内容と同一であります。

5. 追加情報

(1) 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

① 取引の概要

当社は、当社の株価や業績と従業員等(当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員を含む。以下同じ。)の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員等の意欲や士気を高めるため、従業員等に対して当社の株式を給付するインセンティブ・プラン「株式給付信託(J-E S O P)」(以下、「本プラン」という。)を導入しております。

本プランは、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員等に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員等に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理しております。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度193百万円、72,400株、当事業年度172百万円、64,330株であります。

(2) 役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引

① 取引の概要

当社は、当社取締役(社外取締役を除く。以下同じ。)の報酬等と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるため、取締役に対し、信託を用いた業績連動型株式報酬制度「役員向け株式交付信託」(以下、「本制度」という。)を導入しております。

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託(以下、「本信託」という。)が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付される、という株式報酬制度です。

本制度による報酬の支給は、中期経営計画の期間の間に在任する取締役を対象とします(かかる期間を、以下、「対象期間」という。)

かかるポイント付与は、対象期間の間に在任する当社取締役に対して、当社の取締役会が定める株式交付規程に従い、役位および中期経営計画における計画値の達成度等に応じて行われます。取締役は、原則としてその退任時に、かかるポイントの累積値に応じた当社株式の交付を受けます。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度444百万円、84,000株、当事業年度444百万円、84,000株であります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 保証債務残高は次の通りであります。なお、延滞利息については見積りが不能であるため含めておりません。

住宅ローン等に対する保証債務	15,623,987百万円
債務保証損失引当金	5,226 //
差 引	15,618,760百万円

上記のほか、子会社の住宅ローン等に対する保証債務について、包括的に保証する契約を締結しております。保証債務残高は次の通りであります。

みのり信用保証㈱	210百万円
----------	--------

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次の通りであります。

短期金銭債権	24百万円
短期金銭債務	47 //

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高は次の通りであります。

営業取引(支出分)	603百万円
営業取引以外の取引(収入分)	3 //

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末の自己株式の種類及び総数

普通株式	148,897株
------	----------

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,065百万円
無形固定資産	192 //
投資有価証券評価損	169 //
関係会社株式評価損	56 //
未払事業税	296 //
債務保証損失引当金	1,600 //
その他の引当金	298 //
その他有価証券評価差額金	37 //
その他	117 //
繰延税金資産 小計	<u>3,835百万円</u>
評価性引当額	<u>△406 //</u>
繰延税金資産 合計	<u>3,429百万円</u>
繰延税金負債	
前払年金費用	△1百万円
その他有価証券評価差額金	△1 //
その他	△0 //
繰延税金負債 合計	<u>△3百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>3,425百万円</u>

10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	みのり信用保証(株)	(所有) 直接 100.0	債務の保証 役員の兼任	包括債務保証契約	210	—	—

(注) 住宅ローン等に対する保証債務について、包括的に保証する契約を締結しております。

11. 収益認識に関する注記

連結計算書類「連結注記表10. 収益認識に関する注記」に記載した内容と同一であります。

12. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,965円02銭
1株当たり当期純利益	410円08銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

損益計算書上の当期純利益	28,180百万円
普通株主に帰属しない金額	— //
普通株式に係る当期純利益	28,180 //
普通株式の期中平均株式数	68,719,276株

(注3) 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託(J-E S O P)及び役員向け株式交付信託に残存する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は151,946株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、148,330株であります。

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

全国保証株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 並木健治 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野田大輔 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、全国保証株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、全国保証株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

全国保証株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 並木健治 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野田大輔 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、全国保証株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、監査部その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

2023年5月11日

全国保証株式会社

監査役会

常勤監査役

藤 野 護 ㊟

社外監査役

板 垣 絵 里 ㊟

社外監査役

佐 藤 隆 文 ㊟

社外監査役

鈴 木 秀 彦 ㊟

以 上

